

住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく

# 設計住宅性能評価書

一戸建ての住宅 (新築住宅)

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和7年3月31日国土 交通省告示 第248号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

> なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、 時間経過による変化がないことを保証するものではありません。



住宅の名称 : 鶏冠井町5号地 新築工事

住宅の所在地 : 京都府向日市鶏冠井町番田31番1、38番、東井戸1番9、85 番、86番

評価書交付年月日	令和7年8月4日
評 価 書 交 付 番 号	032-07-2025-4-1-03422
登録住宅性能評価機関名	株式会社 確 認 サ ー メート は は で は で で で で で で で で で で で で で で で
(機関登録番号)	(国土交通大臣 第 37 号 37

## ●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備 が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 ■ : 適合 □ : 不適合

申請年月日:令和7年7月1日

#### 住宅の基本的な事項

木造

地上2 階延べ面積94.36 ㎡地下0 階建築面積55.40 ㎡

#### 確認の方法

設計住宅性能評価申請書により確認したものである

#### 申請者等の概要

# 【1. 申請者】

滋賀県守山市梅田町15番9号 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄

#### 【2. 建築主】

滋賀県守山市梅田町15番9号 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄 連絡先 077-583-2300

## 【3. 設計者】

滋賀県守山市梅田町15番9号 橋本不動産株式会社一級建築士事務所 木庭 彰紀 連絡先 077-583-2300

#### 評価員氏名

齋藤 有加里中川 崇南野 花瑠

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	Ē	評価事項	実施		評価事項		
		1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)			5-1 断熱等性能等級		
		1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)			5-2 一次エネルギー消費量等級		
		1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)			6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)		
		1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)			6-2 換気対策		
		1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)			6-3 室内空気中の化学物質の濃度等		
		1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法			7-1 単純開口率		
		1-7 基礎の構造方法及び形式等			7-2 方位別開口比		
		2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)		*	8-1 重量床衝擊音対策		
	*	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)		*	8-2 軽量床衝擊音対策		
	*	2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)		*	8-3 透過損失等級 (界壁)		
		2-4 脱出対策 (火災時)			8-4 透過損失等級 (外壁開口部)		
		2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))			9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)		
		2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))		*	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)		
	*	2-7 耐火等級 (界壁及び界床)			10-1 開口部の侵入防止対策		
		3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)					
		4-1 維持管理対策等級 (専用配管)					
	*	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)					
	*	4-3 更新対策 (共用排水管)					
	*	4-4 更新対策 (住戸専用部)					

※共同住宅等のみ

	項	目	結 果
		実施の有無	₩ ↑
1. 構造の安 定に関するこ		1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
٤		防止)	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第   3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
			🥠 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第
		┃ ┃ □ 評価対象外	^   3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度   _   極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第
	_	(免震建築物)	3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	-	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		止)	③ 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に 定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
			2 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に
		□ 評価対象外	定めるもの)の1.25倍のカに対して損傷を生じない程度     稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に
		(免震建築物)	1   一
		1-3 その他 (地震に対する構造	評価対象建築物が免震建築物であるか否か
		収集を 躯体の倒壊等防止及 び損傷防止) 1-4 耐風等級	□ 免震建築物 ■ その他
	<b> </b>		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
		(構造躯体の倒壊等 防止及び損傷防止)	要する程度の著しい損傷)の生じにくさ  権めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に
		初止ない残骸が止り	② (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
			極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に 1 定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する 暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復  工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		防止及び損傷防止)	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に 定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程 度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じな い程度
			極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に 1 定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する 積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		1-6 地盤又は杭の許	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込ん
		容文符刀等及ひその  設定方法	でいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ■ 地盤の許容応力度 [ 20 kN/m²]
			□ 杭の許容支持力 [ kN/本]
┃ 経過措置			□ 杭状改良地盤の許容支持力度 [ kN/㎡]
適用有※			   □ 杭状改良地盤の許容支持力 [ kN/本]
			地盤調査方法等[ スクリューウエイト貫入試験 ]
■ 経過措置		1-7 基礎の構造方法 及び形式等	地盤改良方法[ ]
適用無※			直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長
		201024	■ 直接基礎 構造方法[ 鉄筋コンクリート造 ] 形式[べた基礎 ]
			□ 杭基礎 杭種[ ] 杭径[ cm] 杭長[ m]
2. 火災時の 安全に関する	╚	2-1 感知音報装置設  置等級	評価対象住戸において発生した火災の早期の党知のしやすさ
25		(自住戸火災時)	4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を 早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
			3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を 早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
			g 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災
			を
		0.4.59.11.11.11	し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	╙	2-4 脱出対策 (火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
			□ 直通階段に直接通ずるパルコニー □ 隣戸に通ずるパルコニー
	┢	□ 該当なし  2-5 耐火等級	□ 避難器具[ ] □ その他[ ]
		(延焼のおそれのあ	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 3 火炎を遮る時間が60分相当以上
		る部分(開口部)) 	2 火炎を遮る時間が20分相当以上
		□ 該当なし 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのあ る部分(開口部以 外))	1 その他
			□ '   ` ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
			4 火熱を遮る時間が60分相当以上 3 火熱を遮る時間が45分相当以上
			2 火熱を遮る時間が20分相当以上
		□ 転坐か!	1 その他
	<b>.</b>	□ 該当なし	. 14 14

※評価方法基準 第5 1-1(3)ホ又はへ①b(壁量基準)による場合の経過措置の適用

経過措置の適用無:令和7年4月 1日以降の基準に適合 経過措置の適用有:令和7年3月31日以前の基準に適合

	項	目	- 結果					
		実施の有無	<b>''</b> '''					
3. 劣化の軽減 に関すること		3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度					
			③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている					
			🤰   通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規					
			模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている     建築基準法に定める対策が講じられている					
4. 維持管理·	1	4-1 維持管理対策等	<b>事 専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必</b>					
更新への配慮 に関すること	更新への配慮 番 要な対策の程度 で関すること (専用配管) 要な対策の程度 「機能口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にする							
			置が講じられている					
			2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている					
		□ 該当なし	1 その他					
5. 温熱環境・ エネルギー消	-	5-1  断熟等性能等	W 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度					
費量に関する こと			地域の区分[ 1 2 3 4 5 (6) 7 8 ]					
			外皮平均熱貫流率 [					
			⑤ 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている					
			熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に 定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている					
			4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている					
		1	3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている					
			2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている					
		  5-2 一次エネルギ-	1   その他					
		消費量等級	地域の区分 [ 1 2 3 4 5 6 7 8 ]					
			床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [ MJ/(㎡・年)]					
			一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている					
			5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている					
			ー次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている					
6. 空気環境に	Н	  6-1 ホルムアルデ	│ 1 │その他 - 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの					
関すること	Γ	ド対策 (内装及び天井裏	発散量を少なくする対策					
		等)	□ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □ 特定建材を使用する					
			□ こことの他の煙杯を使用する □ (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果					
		<u> </u>	を表示する。) - 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材から					
		ド発散等級	- 居主の内装の仕上げ及び挟気寺の指慮のない大井装寺の下地村寺に使用される特定煙村から のホルムアルデヒドの発散量の少なさ					
			内装 天井裏等					
			3 ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農 林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)					
		□ 該当なし (内装)	2 ポルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格 のF★★★等級相当以上)					
		□ 該当なし (天井裏等	1 - 704					
		6-2 換気対策						
		居室の換気対策						
			□ 機械換気設備 □ その他[ ]					
		局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策					
		□ 該当なし (便所)	便所: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし					
		│ │ │ 該当なし (浴室)	浴室: 🔲 機械換気設備 🔲 換気のできる窓 🔲 なし					
			台所: 🗆 機械換気設備 🗆 換気のできる窓 🗆 なし					
7. 光・視環境		7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ					
に関すること	L		単純開口率:[					
		7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ					
			北:[ ] 東:[ ]   南:[ ] <b>真上</b> :[ ]					
8. 音環境に関 すること		8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度					
		□ 北 該当なし	北東南西					
		□ 東 該当なし	3 3 3 特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本産業規格のRm(1/3)-25相当以上) が確保されている程度					
		□ 京 該当なし □ 南 該当なし	2 2 2 2 優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本産業規格のRm(1/3)-20相当以上) が確保されている程度					
		□ 用 飲ヨなし     □ 而 転当かし	1 1 1 7 その他					

	項	B					4+	
		実施の有無					結	果
9. 高齢者等へ		9-1 高齢者等配慮対	住戸内	はコピ	ナる	高齢者等への配慮のために	必要	要な対策の程度
の配慮に関す ること		策等級 (専用部分)	5	使用	うがは			記慮した措置が講じられており、介助用車いす を容易にすることに特に配慮した措置が講じら
		ļ	4		等			」 た措置が講じられており、介助用車いす使用 場にすることに配慮した措置が講じられている
			3	高齢	等	が安全に移動するための基	本的	りな措置が講じられており、介助用車いす使用 ト的な措置が講じられている
			2	高齢	等	が安全に移動するための基	本的	
			1	住戸る	412	おいて、建築基準法に定め	る種	多動時の安全性を確保する措置が講じられてい
10. 防犯に関		10-1 開口部の侵入		, •	通常	想定される侵入行為によ	る外	部からの侵入を防止する為の対策
すること		防止対策				象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策
				階]	а	住戸の出入口		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が 講じられている開口部が含まれる
				<b>該当</b> なし			_	その他 験当する開口部なし
				-	b	地面から開口部の下端ま		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
		ļ			_	での高さが2m以下、又は、 パルコニー等から開口部の 下端までの高さが2m以下で		の講じられた開口部である  □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が
		ļ				あって、かつ、パルコニー 等から当該開口部までの水 平距離が0.9m以下であるも	П	講じられている開口部が含まれる その他
						の(alに該当するものを除 く。)		該当する開口部なし
					C	a及びbに掲げるもの以 外のもの		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置 の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が 講じられている開口部が含まれる
		ļ					_	その他 該当する開口部なし
			Γ	階]	а	住戸の出入口		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
								の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が 講じられている関口部が含まれる
				<b>該当</b> なし			_	その他 該当する開口部なし
					b	地面から開口部の下端ま		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
						での高さが2m以下、又は、 パルコニー等から開口部の 下端までの高さが2m以下で あって、かつ、パルコニー		の講じられた関口部である      シャッター又は雨戸によってのみ対策が     講じられている関口部が含まれる
						等から当該開口部までの水	П	その他
						平距離が0.9m以下であるも の(aに該当するものを除		該当する開口部なし
					С	く。) a及びbに掲げるもの以		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
		ļ			_	外のもの		の講じられた開口部である  □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が
								講じられている開口部が含まれる
								その他 該当する開口部なし
			[	階]	а	住戸の出入口		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
								の講じられた開口部である  □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が 講じられている開口部が含まれる
			۱ ,	該当				その他
			"	なし			_	<b>該当する開口部なし</b>
					b			すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
						での高さが2m以下、又は、 パルコニー等から関口部の 下端までの高さが2m以下で あって、かつ、パルコニー		の講じられた開口部である  □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が 講じられている開口部が含まれる
						等から当該開口部までの水 平距離が0.9m以下であるも の(aに該当するものを除		その他 該当する開口部なし
					_	く。) a及びbに掲げるもの以		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置
					U	a及いのに拘けるもの以 外のもの		9へての開口部が長人の正対東エ有効な指置 の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が 講じられている開口部が含まれる
							_	その他 該当する開口部なし